

公 告 第22号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第8項の規定により、下記の地域計画を変更し、公告する。

令和8年6月24日

矢吹町長 蛭田 泰昭



1. 地域計画を変更した地区

- (1)六区地区(二区、五区)
- (2)北三神地区(三城目、西原、須乗新田、南沢、神田)
- (3)西三神地区(須乗本田、須乗新田、西原)

2. 縦覧場所

矢吹町役場 農業振興課
矢吹町一本木101番地